

個人情報の第三者への提供について

個人情報保護法では、個人情報を第三者に提供してはならないとされていますが、個人情報の通常必要な利用目的のうち、被保険者にとって利益となるもの、又は事業者側の負担が膨大である上、明示的な同意を得ることが必ずしも被保険者本人等にとって合理的であるとはいえないものについては、あらかじめ公表しておいて被保険者から特段明確な反対・留保の意思表示がないものについては「黙示による包括的な同意」が得られたものとして取り扱ってよいこととされています。当健保組合では、以下の事項がその趣旨に該当するものといえますので、加入者の同意をお願いいたします。同意されない場合には、書面により当健保組合までお申し出ください。お申し出がない場合には、同意いただいたものとさせていただきます。

1. 高額療養費及び付加給付に該当した場合には、被保険者本人の申請に基づかず、事業主を経由(任意継続被保険者を除く)して支給すること
2. 医療費通知を世帯分まとめて、被保険者本人に送付すること
3. 医療費通知を事業主を経由(任意継続被保険者を除く)して送付すること